

2025年大阪・関西万博アクションプラン

「日本のアート発信とアートを起点とした相互交流事業」に参画くださる事業者を募集します

令和6年6月12日
経済産業省
商務・サービスグループ

1. 背景

アートをはじめとする文化創造産業は、それ自体が成長産業であるだけでなく、他産業における製品等の差別化・高付加価値化等に資する重要産業であり、我が国においては、文化資源を活用した経済産業の発展を促し、国内市場の活性化に加え、海外展開を促進していくべく、機会や資金等の経済資源をアーティストへ還元する文化経済の循環を確立することが重要であると考えています。こうした中、2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）では、各国の要人をはじめ、世界中からの来場者が見込まれるところ、この機会に日本のアートを世界に向けて発信することは、世界における日本の魅力や美的概念の理解促進や、世界的アーティストの輩出につながるものと考えています。そのため、経済産業省では大阪・関西万博において、日本のアートの世界への発信やアートを起点とした相互交流を目指し、「日本のアート発信とアートを起点とした相互交流事業」を実施しますので、本事業に参画くださる事業者を募集します。

2. 実施目的

- ・大阪・関西万博の機会を通じ、日本のアートを世界に発信するとともに、各国の第一線で活躍する若手アーティストの作品についても発信します。また、アートを起点とした相互交流を行います。
- ・こうした取組を通じ、日本のクールが発信されることで、日本の美の理解促進や未来の世界的アーティストの輩出にもつなげていきます。

3. 実施内容

大阪・関西万博において、以下の取組を実施します。なお、最終的な実施内容については、採択後、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）及び経済産業省と協議の上、決定します。なお、実施に関する費用は、応募事業者の負担となります。また、事業の実施状況により、追加的に事業者を募集する可能性があります。

- ・協会と協議の上、協会が指定する施設（迎賓館等を想定）における、アート作品（「日本のアート発信とアートを起点とした相互交流」という事業趣旨に合致する作品であり、主に絵画を想定）の協賛の実施。

※迎賓館で実施する場合のイメージ

- ✓ 100号サイズのアート作品又はこの範囲内に収まる複数のアート作品を、6部屋に設置。
- ・迎賓館で実施される、各国要人を招いた午餐会におけるアート作品の展示。

4. 実施期間

令和7年4月13日 ～ 10月13日（大阪・関西万博開催期間中）

※上記期間とは別途、準備や撤収等の期間が発生します。具体的な期間については、採択後、協会及び経済産業省と協議の上、決定します。

5. 応募要件

次の要件を満たす法人格を有する企業・団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出してください。

- ・日本に拠点を有していること。
- ・事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ・事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ・当該法人として、提案する事業に関連する活動実績があること。
- ・事業実施にあたり、事業の趣旨を十分に理解し、経済産業省が提示する覚書を締結すること。（覚書の例は別添を参照。）
- ・事業実施に当たり、協会及び経済産業省の担当者と連絡を取り合い十分に連携できる体制を有していること。

6. 応募要領

(1) 応募書類・提出先

次の①～⑧について明記した資料（様式自由）を作成し、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。なお、提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

①事業内容

②運営体制

③企業・団体等についての説明（名称、目的、代表者、所在地、構成員数、活動内容）

④事業スケジュール

⑤事業収支

⑥企業・団体等が社会的信用を有することを示す書類（過去の後援名義の承認実績等、該当するものがあれば。）

⑦暴力団排除に関する誓約書（様式1を御活用ください。）

⑧本件に係る問い合わせ先（担当者氏名、電話番号、e-mail アドレス）

<電子メールの場合>

「bzl-arts-team@meti.go.jp」宛

メールの件名（題名）を必ず「日本のアート発信とアートを起点とした相互交流事業」応募書類」としてください。

<郵便等の場合>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課

「日本のアート発信とアートを起点とした相互交流事業」担当あて

(2) 応募受付期間

令和6年6月12日(水)～6月24日(月) 17:00まで

※事業の実施状況により追加的に事業者を募集する可能性があります。

7. 審査方法

応募条件を満たしていることを前提に、以下の各項目について審査(5段階審査)し、複数応募のあった場合は、最も点数が高かった事業を採択します。

- ・事業内容が「2. 実施目的」や「3. 実施内容」(特に「日本のアート発信とアートを起点とした相互交流」という事業趣旨)と整合しており、適切か
- ・安定した運営を行うための体制や実績、関連する分野に関する知見等の基盤を備えているか
- ・事業スケジュールが現実的か
- ・事業収支の想定が現実的か

8. 結果の通知方法

採択された申請者について、その旨を通知します。また、採択後、協会及び経済産業省と協議の上、協会との間で協賛契約を締結していただきます。

9. その他留意事項

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めています。当該ガイドラインの内容を承知の上で、応募をしてください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- ・提出された応募書類等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

10. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課

担当：浅見、松井

E-mail：bzl-arts-team@meti.go.jp

※お問い合わせは電子メールでお願いします。その際、件名を必ず「日本のアート発信とアートを起点とした相互交流事業」について」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

「日本のアート発信とアートを起点とした相互交流事業」
事業実施に係る覚書

経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課（以下「甲」という。）と、相手方
名称 代表者氏名（以下「乙」という。）は、以下の事項に関して覚書を締結する。

第1条 この覚書の対象となる事業は、乙が企画・実施する「日本のアート発信とアートを起点
とした相互交流事業」（以下「事業」という。）とする。

第2条 乙は、乙の責任において、事業を実施する。事業は、2025年日本国際博覧会の実施期間
中、公益財団法人2025年日本国際博覧会（以下「協会」という。）と協議の上、協会が指定す
る施設におけるアート作品の協賛並びに迎賓館で実施される、各国要人を招いた午餐会におけ
るアート作品の展示を実施する。事業の運営に係る費用は乙が負担する。

2 乙は、事業を、自らの企業・団体の取組の一環として広報することができるものとし、事業
実施期間満了後、事業で得たノウハウを、今後の活動に活かすことができるものとする。

3 甲は、乙が実施する事業の実施状況を確認し、協会と協議の上決定した実施内容の一部又は
全部を満たすことができないと認めた場合、新たに事業を実施する事業者を募集し、乙と当該
事業者とで共同で事業を実施させることができる。

4 前項の規定によって共同で事業を実施する場合の事業者間の責任範囲は、乙及び新たに事業
を実施する事業者が協議の上、決定する。

第3条 この覚書の有効期間は、締結の日から、令和8年3月31日までとする。

第4条 乙は、本事業の実施にあたって、名称、氏名、住所等が公表されることに同意するもの
とする。

第5条 前条による覚書の有効期間中であっても、甲乙協議の上、覚書の内容について、変更す
ることができるものとする。

2 前項の規定によるほか、本契約の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない
事項については、甲、乙協議の上決定する。

3 前二項の規定による協議が整わない場合、乙は甲に従わなければならない。

第6条 甲は、乙が事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をしたと認めた場合、事業
を中止させることができる。

2 前項の規定によって事業が中止された時点までに乙が要した事業の運営に係る費用について
は、乙が負担するものとする。

年月日

甲 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 商務・サービスグループ
クールジャパン政策課

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]

(様式1)

年月日

経済産業省 商務・サービスグループ
クールジャパン政策課 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

暴力団排除に関する誓約書

当社（団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき